

付 属 書 A
各種参考資料

番号	内容	ページ数
01	法令で規定される産業廃棄物	2
02	産業廃棄物収集運搬業の許可の基準	4
03	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準	6
04	産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の中間処理・再生基準）	8
05	特別管理産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物の中間処理・再生基準）	14
06	産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口	21
07	産業廃棄物処理施設設置に係る関係法令チェックシート	23
08	債務超過とは	25

法令で規定される産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）で定める産業廃棄物は、事業活動に伴って生じたものであって次のものをいう。

No.	種 類	対 象
産 業 廃 棄 物	① 燃え殻	すべての事業活動から生じる廃棄物
	② 汚泥	すべての事業活動から生じる廃棄物
	③ 廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物
	④ 廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑤ 廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑥ 廃プラスチック	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑦ 紙くず	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・パルプ、紙、紙加工品の製造業 ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの） ・出版業（印刷出版を行うもの） ・製本業 ・印刷物加工業 <p>事業活動から生じる廃棄物で PCB が塗布され、又は染み込んだもの</p>
	⑧ 木くず	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む） ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業 <p>事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの 貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包材を含む）</p>
	⑨ 繊維くず	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） <p>事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの</p>
	⑩ 動植物性残さ	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・香料製造業 <p>で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の廃棄物</p>
	⑪ 動物系固形不要物	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に規定すると畜場 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）に規定する食鳥処理場で、とさつ・解体した獣畜又は食鳥処理した食鳥に係る固形状の廃棄物
	⑫ ゴムくず	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑬ 金属くず	すべての事業活動から生じる廃棄物

	No.	種 類	対 象
産業 廃 棄 物	⑭	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	すべての事業活動から生じる廃棄物 ただし、「コンクリートくず」にあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。
	⑮	銧さい	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑯	がれき類	特定行為から生じる廃棄物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・ 工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート破片等 </div>
	⑰	動物のふん尿 （家畜のふん尿）	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・ 畜産農業 </div>
	⑱	動物の死体 （家畜の死体）	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・ 畜産農業 </div>
	⑲	ばいじん	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設で集められたもの
	⑳	政令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物	コンクリート固形化物など
特別 管 理 産 業 廃 棄 物	①	廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物（揮発油類、灯油類、軽油類）
	②	廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物（pH2.0 以下のもの）
	③	廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物（pH12.5 以上のもの）
	④	感染性産業廃棄物	病院、診療所、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
	⑤	特定有害産業廃棄物	a 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（※） b 廃水銀等及びその処理物 c 指定下水道汚泥（※） d 銧さい（重金属等を一定濃度以上含むもの）（※） e 廃石綿等 f 水銀又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むばいじん（※） g カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むばいじん及び燃え殻（※） h トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む廃油（※） i 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含む汚泥・廃酸・廃アルカリ（※） j 輸入廃棄物の焼却に伴い発生したばいじん、燃え殻、汚泥等（※） ※これらを処分するために処理したもの（基準に適合しないものに限る）を含む

産業廃棄物 収集運搬業 または 処理業の許可の基準

(令和2年10月現在)

条文	項	号	記載内容等
法第14条	5		都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
		1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りうるものとして環境省令（規則第10条）で定める基準に適合するものであること。
規則第10条	1		施設に係る基準
		イ	産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
		ロ	積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
		2	申請者の能力に係る基準
	イ	産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	
	ロ	産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
法第14条	5	2	申請者が次のいずれにも該当しないこと。
			イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
			ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
			ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
			ニ 法人でその役員又は政令（政令第6条の10で規定する政令第4条の7）で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
			ホ 個人で政令（政令第6条の10で規定する政令第4条の7）で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
			ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
法第7条	5	4	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
			ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
			ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
			ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令（政令第4条の6）で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
			ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
			ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの			
			チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」

（(公財)日本産業廃棄物処理振興センター）

※政令第4条の6

法第7条第5項第4号ニに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 二 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 五 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 六 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

※政令第4条の7

法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※省令第2条の2の2

法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

特別管理産業廃棄物 収集運搬業 または 処理業の許可の基準

(令和2年10月現在)

条文	項	号	記載内容等	
法第14条の4	5		都道府県知事は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請が次の各号に相当していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。	
		1	その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りうるものとして環境省令（規則第10条の13）で定める基準に適合するものであること。	
規則第10条の13	1		施設に係る基準	
		イ	特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	
		ロ	廃油（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）、廃酸（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。	
		ハ	感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。	
		ニ	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。	
		ホ	その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。	
		ヘ	積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他のものが混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。	
			申請者の能力に係る基準	
		イ	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	
		ロ	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること。 (1) 当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に関し特に注意すべき事項 (2) 当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状に応じた取扱い (3) 事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置 (4) 緊急時における連絡の方法	
ハ	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。			
法第14条の4	5	2	申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。	
法第14条	5	2	イ	第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
			ロ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
			ハ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
			ニ	法人でその役員又は制令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
			ホ	個人で政令（政令第6条の10で規定する政令第4条の7）で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
			ヘ	暴力団員等がその事業活動を支配する者
法第7条	5	4	イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
			ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
			ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
			ニ	この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令（政令第4条の6）で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
			ホ	第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
ヘ	第七条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に第七条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事			

条文	項	号	記 載 内 容 等
			業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
		ト	へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
		チ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」
 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター

産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の中間処理・再生基準）

（令和2年10月現在）

政令	省令
<p>（政令：施行令第6条第1項第2号）</p> <p>◎産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>1 処分又は再生は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</p> <p>4 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備</p>	<p>（環境省令：規則第1条の7）</p> <p>政令の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあっては、この限りでない。</p> <p>5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあってはこの限りでない。</p> <p>（環境大臣が定める方法：平成23年4月1日環境省告示第29号）</p> <p>1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。</p> <p>2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。</p> <p>3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。</p> <p>（環境省令：規則第1条の7の2）</p> <p>1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。</p>

政令	省令
<p>(熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。)を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1)保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分・再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>(2)保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p>	<p>(1) 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること(圧力については、加圧を行う場合に限る。(3)について同じ。)</p> <p>(3) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>(4) 処理に伴つて生じた残さ(炭化物を含む。)を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>(5) 処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理(燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴つて生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理(再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。)にあつては、この限りでない。)することができるものであること。</p> <p>2 前号以外の場合にあつては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>(環境省令：規則第7条の5)</p> <p>政令の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <p>1 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む。)</p> <p>2 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>3 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの</p> <p>4 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量を表示したものでなければならない。</p> <p>(環境省令：規則第1条の6)</p> <p>政令の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接か</p>

政令	省令
	<p>かる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（3及び4に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>(2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>ア 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>3 使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。）及び解体自動車（同法第2条第3項に規定する解体自動車であつて、同法第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者（同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。）に引き渡されたものを除く。）のうち圧縮していないもの（以下「使用済自動車等」という。）を保管する場合（次号に掲げる場合を除く。）次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。（2）において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ</p> <p>(2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ</p> <p>4 使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済</p>

政令	省令
<p>ハ その他必要な措置</p> <p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>(4) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p> <p>(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。</p>	<p>自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ</p> <p>（環境省令：規則第7条の6） 政令の環境省令で定める期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。</p> <p>（環境省令：規則第7条の7） 政令の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。） 2 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類 3 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破砕施設 木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） 4 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） 5 令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） 6 石綿含有産業廃棄物の熔融施設 石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） <p>（環境省令：規則第7条の8） 政令の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限（以下「基本数量」という。）を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。 (2) 処理施設の定期的な点検又は修理（実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

政令	省令
<p>6 特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>7 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所</p>	<p>(3) 廃プラスチック類の処理施設において、令第6条の11第2号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物処分業者」という。）が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28を乗じて得られる数量とする。</p> <p>(4) 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70）を乗じて得られる数量とする。</p> <p>(5) 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に60を乗じて得られる数量とする。</p> <p>(6) 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に規則第1条の6に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。</p> <p>(7) 汚泥（令第6条第3号トに規定する有機性の汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいい、廃プラスチック類及び第4号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、事業者（自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う者に限る。第3項において同じ。）又は優良産業廃棄物処分業者が、これらの廃棄物を処分又は再生のために保管する場合であつて、その保管が新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下この項及び第3項において同じ。）による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に35を乗じて得られる数量とする。</p> <p>2 前項第2号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。</p> <p>3 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十）」とあるのは「四十九（アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一）」とする。</p> <p>環境大臣が定める方法：「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年6月23日厚生省告示第148号）」</p> <p>…（内容略）</p>

政令	省令
<p>には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。</p> <p>8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。（2）において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。</p> <p>(3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>◎ 輸入された廃棄物であつて事業活動以外から生じたものの中間処理に当たっては、一般廃棄物の処分等の基準によること。</p>	<p>環境大臣が定める方法：「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成18年7月27日環境省告示第102号）」…（内容略）</p> <p>環境省令で定めるもの：（政令第6条第1項第2号ホ、規則第7条の8の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するもの。 ・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有するもの。 <p>環境省令で定めるもの：（政令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/kg以上含有するもの ・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/L以上含有するもの <p>環境大臣が定める方法：「水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年6月9日環境省告示第57号）」…（内容略）</p>

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」
（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）

特別管理産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物の中間処理・再生基準）
（令和2年10月現在）

政令	省令
<p>（政令：施行令第6条の5第1項第2号）</p> <p>◎特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>1 処分又は再生は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 特別管理産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</p> <p>4 特別管理産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下</p>	<p>（環境省令：規則第1条の7）</p> <p>政令の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつてはこの限りでない。</p> <p>（環境大臣が定める方法：平成23年4月1日環境省告示第29号）</p> <p>1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。</p> <p>2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。</p> <p>3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。</p> <p>（環境省令：規則第1条の7の2）</p> <p>1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次の</p>

政令	省令
<p>同じ。)を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により特別管理廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>とおりとする。</p> <p>(1) 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。(3)について同じ。)</p> <p>(3) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>(4) 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>(5) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。</p> <p>2 前号以外の場合にあつては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p>
<p>5 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p>	
<p>6 特別管理産業廃棄物である廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第194号）」</p> <p>①焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>②蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして特別管理産業廃棄物である廃油でなくする方法</p>
<p>7 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①中和設備を用いて中和する方法</p> <p>②焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>③イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についてもpH2.0より大きく、pH12.5より小さくすることができる方法</p>
<p>8 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>②熔融設備を用いて熔融する方法</p> <p>③高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法</p> <p>④肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法</p> <p>⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法</p>
<p>9 廃PCB等の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法</p> <p>②水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によ</p>

政令	省令
<p>10 PCB汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>りPCBを分解する方法 ③還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ④光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法 ⑤プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法 ⑥法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>①PCB汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水酸化反応によりPCBを分解する方法 ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法 ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法 ホ 洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法 ヘ 分離設備を用いてPCBを除去する方法 ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>②PCB汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水酸化反応によりPCBを分解する方法 ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法 ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法 ホ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法 ヘ 分離設備を用いてPCBを除去する方法 ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p>
<p>11 PCB処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①PCB処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法 ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法 ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ニ 光分解方式の反応設備等を用いて光化学反応等によりPCBを分解する方法 ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法</p>

政令	省令
	<p>へ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>②PCB処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法</p> <p>イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法ハ機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ホ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法</p> <p>へ 分離設備を用いてPCBを除去する方法</p> <p>ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>③PCB処理物（廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の場合</p> <p>イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ホ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法</p> <p>へ 分離設備を用いてPCBを除去する方法</p> <p>ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>④PCB処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の場合</p> <p>イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水酸化反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ハ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>ニ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ホ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法</p> <p>12 廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>①熔融設備（法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石綿が検出されないよう熔融する方法</p> <p>②法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p>

政令	省令
<p>13 水銀を含む特別管理産業廃棄物である鉱さい、ばいじん（特定の施設で生じたものに限る）、汚泥（特定の施設で生じたものに限る）、廃酸・廃アルカリ（特定の施設で生じたものに限る）、及びそれらの処理物の処分又は再生は、次によること。</p> <p>(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。</p> <p>14 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(イ) 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他特別管理産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>ロ 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(イ) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>(ロ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p>	<p>環境省令で定めるもの：（政令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/kg以上含有するもの ・ 廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/L以上含有するもの <p>環境大臣が定める方法：「水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年6月9日環境省告示第57号）」…（内容略）</p> <p>（環境省令：規則第8条の10の4）</p> <p>特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 (2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (3) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの (4) 当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物の処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。 <p>（環境省令：規則第1条の6）</p> <p>政令の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（3及び4に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が

政令	省令
<p>(ハ) その他必要な措置</p> <p>ハ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>ニ 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の</p>	<p>二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの) までの高さ</p> <p>2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分 当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>(2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分 当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの)</p> <p>ア 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>3 使用済自動車(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。)及び解体自動車(同法第2条第3項に規定する解体自動車であつて、同法第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者(同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。)に引き渡されたものを除く。)のうち圧縮していないもの(以下「使用済自動車等」という。)を保管する場合(次号に掲げる場合を除く。)次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。(2)において同じ。)から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分 当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ</p> <p>(2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分 当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ</p> <p>4 使用済自動車等を格納するための施設(保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ</p> <p>(環境省令：規則第8条の11)</p>

政令	省令
<p>物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>政令の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 2 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 3 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）（以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。）であつて、かつ、環境大臣が定めるところにより硫化及び固型化したものに限る。）と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 4 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの（廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）に掲げるものを除く。以下「基準適合廃水銀等処理物」という。）と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
<p>ホ ニに定めるもののほか、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。</p>	<p>（環境省令：規則第8条の12） 環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はPCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置 2 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置 3 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置
<p>(2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。</p>	<p>（環境省令：規則第8条の12の2） 政令の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。</p>
<p>(3) 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。</p>	
<p>◎ 輸入された廃棄物であつて事業活動以外から生じたものの中間処理に当たっては、特別管理一般廃棄物の処分等の基準によること。</p>	

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」
（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口

(令和3年4月時点)

下記関係法令は、産業廃棄物処理施設設置に関連する主なものを掲載しており、設置する施設によっては対象とならない場合があります。また、下記以外の関係法令・条文が適用される場合があります。

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	各市役所・町村役場
都市計画法	第29条(開発行為許可申請)	①鳥取市・米子市・倉吉市の各市役所、三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町の各町役場 ②上記以外の市町村：東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	県庁空港港湾課(港湾(境港以外)、漁港)、境港管理組合(境港のみ)、県庁河川課(港湾、漁港以外)
建築基準法	第6条(建築確認申請)	特定行政庁(鳥取市・米子市・倉吉市・境港市(4号建築物に限る)の各市役所、東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局)
	第51条(ただし書き許可申請)	
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	市町村農業委員会
	第5条(転用目的での権利移動の許可申請・届出)	
農業振興地域の整備に関する法律	第13条(農業振興地域整備計画の変更)	市町村農業委員会
	第15条の2(開発行為の許可申請)	
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)	東部・中部・西部総合事務所県土整備局
	第8条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)	
港湾法	第37条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	県庁空港港湾課
	第38条の2(臨港地区内における行為の届出)	
道路法	第32条(道路の占用の許可申請)	道路管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国道事務所、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局)
漁港漁場整備法	第39条(工作物建設等の許可)	県庁空港港湾課
河川法	第24条(河川区域の占有許可申請)	河川管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国道事務所・日野川河川事務所、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局、各市役所・町村役場)
	第26条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	
	第27条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	
	第55条(河川保全区域における行為の許可申請)	
第57条(河川予定地における行為の許可申請)		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
地すべり等防止法	第18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
採石法	第33条の5第2項(軽微な変更)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
森林法	第10条の2(開発行為の許可)	東部農林事務所、各総合事務所農林局、日野振興センター日野振興局
	第27条(保安林の指定解除申請)	
	第34条(保安林における立木伐採の許可申請)	

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
土地改良法施行令	第 59 条 (他目的への使用等承認申請)	各地区土地改良区
土地地区画整理法	第 76 条 (土地地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	各市役所・町村役場
文化財保護法	第 93 条 (周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	各市町村教育委員会
	第 125 条 (現状変更等の許可申請)	
自然公園法	第 20 条の 3 (特別地域における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、日野振興センター日野振興局
	第 33 条 (普通地域における行為の届出)	
自然環境保全法	第 25 条 (特別地区における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、日野振興センター日野振興局
	第 27 条 (海中特別地区における行為の許可申請)	
	第 28 条 (普通地区における行為の届出)	
都市公園法	第 6 条 (都市公園の占用の許可申請)	県立都市公園：緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局 市町村立都市公園：各市役所・町村役場
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条 (特別保護地区における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局
消防法	第 9 条の 3 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)	各東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局
	第 9 条の 4 (指定可燃物の届出)	
	第 11 条 (危険物貯蔵所等の設置許可申請)	
火災予防条例	各条例に定める届出等	東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局
国有財産法	第 8 条 (国有財産の引継：国有財産の用途廃止申請)	各市町村
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2 (高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	県庁消防防災課
電気事業法	第 53 条 (自家用電気工作物の使用の開始の届出)	中国経済産業保安監督部電力安全課
大気汚染防止法	第 6 条 (ばい煙発生施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村：環境立県推進課、中部・西部総合事務所環境建築局
水質汚濁防止法	第 5 条 (特定施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村：水環境保全課、中部・西部総合事務所環境建築局
土壌汚染対策法	第 4 条 (一定の規模以上の地土地の形質変更の届出)	①鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町：鳥取市 ②その他の市町村：中部・西部総合事務所環境建築局
騒音規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)	各市役所・町村役場
振動規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)	各市役所・町村役場
ダイオキシン類対策特別措置法	第 12 条 (特定施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村：環境立県推進課、中部・西部総合事務所環境建築局
下水道法	第 11 条の 2 (使用の開始等の届出)	下水道管理者 (各市町村、天神川広域下水道公社等)
	第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)	
景観法	第 16 条 (景観計画区域における特定行為の届出)	①鳥取市、②倉吉市、③米子市、④三朝町 ⑤その他の市町村：東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局
鳥取県税条例	第 221 条 (産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録) 第 225 条 (産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録)	中部県税事務所

産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令チェックシート

法律名	関係条文（必要手続き等）	手続き 必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
国土利用計画法	第 23 条（権利の移転等の届出）			
都市計画法	第 29 条（開発行為許可申請）			
公有水面埋立法	第 2 条（埋立の免許）			
建築基準法	第 6 条（建築確認申請） 第 51 条（ただし書き許可申請）			
農地法	第 4 条（転用許可申請・届出）			
	第 5 条（転用目的での権利移動の許可申請・届出）			
農業振興地域の整備に関する法律	第 13 条（農業振興地域整備計画の変更） 第 15 条の 2（開発行為の許可申請）			
海岸法	第 7 条（海岸保全区域の占用許可申請）			
	第 8 条（海岸保全区域の開発行為の許可申請）			
港湾法	第 37 条（港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請）			
	第 38 条の 2（臨港地区内における行為の届出）			
道路法	第 32 条（道路の占用の許可申請）			
漁港漁場整備法	第 39 条（工作物建設等の許可）			
河川法	第 24 条（河川区域の占有許可申請）			
	第 26 条（河川区域の工作物の新築等の許可申請）			
	第 27 条（河川区域の土地の掘削等の許可申請）			
	第 57 条（河川予定地における行為の許可申請）			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第 7 条（急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請）			
地すべり等防止法	第 18 条（地すべり防止区域における行為の許可申請）			
砂防法	第 4 条（砂防指定地における行為の許可申請）			
採石法	第 33 条の 5 第 2 項（軽微な変更）			
森林法	第 10 条の 2（開発行為の許可）			
	第 27 条（保安林の指定解除申請）			
	第 34 条（保安林における立木伐採の許可申請）			
土地改良法施行令	第 59 条（他目的への使用等承認申請）			
土地区画整理法	第 76 条（土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請）			

法律名	関係条文（必要手続き等）	手続き 必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
文化財保護法	第 93 条（周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出）			
	第 125 条（現状変更等の許可申請）			
自然公園法	第 20 条の 3（特別地域における行為の許可申請）			
	第 33 条（普通地域における行為の届出）			
自然環境保全法	第 25 条（特別地区における行為の許可申請）			
	第 27 条（海中特別地区における行為の許可申請）			
	第 28 条（普通地区における行為の届出）			
都市公園法	第 6 条（都市公園の占用の許可申請）			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条（特別保護地区における行為の許可申請）			
消防法	第 9 条の 3（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出）			
	第 9 条の 4（指定可燃物の届出）			
	第 11 条（危険物貯蔵所等の設置許可申請）			
火災予防条例	条例に定める届出等			
国有財産法	第 8 条（国有財産の引継：国有財産の用途廃止申請）			
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2（高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出）			
電気事業法	第 53 条（自家用電気工作物の使用の開始の届出）			
大気汚染防止法	第 6 条（ばい煙発生施設の設置の届出）			
水質汚濁防止法	第 5 条（特定施設の設置の届出）			
土壌汚染対策法	第 4 条（一定の規模以上の土地の形質の変更の届出）			
騒音規制法	第 6 条（特定施設の設置の届出）			
振動規制法	第 6 条（特定施設の設置の届出）			
ダイオキシン類対策特別措置法	第 12 条（特定施設の設置の届出）			
下水道法	第 11 条の 2（使用の開始等の届出）			
	第 12 条の 3（特定施設の設置等の届出）			
景観法	第 16 条（行為着手前の届出）			
鳥取県税条例	第 221 条（産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録）			
	第 225 条（産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録）			

債務超過とは

「債務超過」とは、「債務（負債）の総額が資産の総額を上回る状態となっていること」をいいます。決算書では、貸借対照表の「純資産の部の合計がマイナスになる」という状態になります。

【貸借対照表のイメージ】

流動資産	流動負債
...	...
固定資産	固定負債
...	...
	負債の部合計 *****
	資本金
	...
	純資産の部合計 ▲*****
資産の部合計 *****	負債・純資産の部 *****

ここがマイナスとなる

債務超過だからすぐに倒産するという訳ではありませんが、赤字（欠損）が累積している結果であることから、債務超過の状態が続くことは経営的に不安定でかなり悪化している状態であると言えます。

また、全ての資産を処分しても、債務を全て返済できない恐れが高いことから、新規の融資等は受け難くなります。

○ 債務超過の解消には、一般的に次の方法があります。

①利益を積み上げる	営業や資産処分などの利益により、資本のマイナス要因になっている累積赤字を解消させる
②自己資本を増やす	増資や債務の株式化などにより、資本金を欠損金額以上にする
③債務の免除を受ける	